史跡新沢千塚古墳群支障木伐採業務仕様書

- 1. 業務名 史跡新沢千塚古墳群支障木伐採業務
- 2. 業務場所 橿原市鳥屋町地内
- 3. 業務概要 高木伐採 20本程度
 - ・平面図記載の範囲内の危険木(現地範囲にマーキングテープあり)を伐採する。伐採後枝葉を掃い幹部と分離する。枝葉、幹共現地に敷均すること。
- 4. 業務期間 契約締結日から平成29年3月10日
- 5. 支払方法 業務終了後の支払い
- 6. 安全対策・樹木を伐採する場合、史跡地内通行人の安全対策を講じること。
 - ・交通規制が必要でない場合でも枝葉等の不測の落下に備え監視者を配置し、 第三者災害への安全対策を行うこと。
- 7. 伐採作業等・樹木の伐採はできる限り地際から切り取ること。
 - ・伐採時は、木の倒れる方向の安全を確認し、残す樹木や工作物への損傷を与 えないように注意すること。
- 8. その他 ・作業時に園路等を損傷した場合、県担当職員に報告の上、速やかに原状に復 旧すること。
 - ・作業後は、通行人の障害にならないよう後片付けをすること。
 - ・当該地は国の史跡に指定されており、遺構保存の観点から史跡地内への搬入 車両は2t 車程度までとする。
 - ・業務に疑義が生じた場合、県担当職員と協議の上方針を決定すること。
- 9. 提出書類 ・施工計画書 (現場責任者を明記すること)
 - 日報
 - 写真
 - ・打合せ記録簿

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3 条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の 規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する 賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される 者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が 雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知 し、遵守するよう指導すること。